



あなたと町政をむすぶパイプ役 皆さんの声を町政に

# 広報 もぎじ

第153号

2021

8

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ● 編集 広報委員会 TEL.72-1111(代) ● 印刷 木村プリントテック  
ホームページアドレス <http://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/>

夏の天の川 内妻海岸

6月  
議会



○町長行政報告	2	○低所得の子育て世帯生活支援特別給付金	1 9
○議案審議（6月議会）	3	○障がいを理由とする差別をなくそう	2 0
○補正予算	5	○児童扶養手当について	2 1
○一般質問（6月議会）	6	○児童手当について	2 2
○8月は保険証の定期更新月です	1 2	○子育て世帯生活支援特別給付金	2 3
○臓器提供の意思表示	1 3	○新型コロナウイルス感染症関係の減免	2 4
○後期高齢者医療制度歯科健康診査	1 4	○国民年金保険料の納付は口座振替	2 5
○ジェネリック医薬品自己負担額軽減	1 5	○避難情報発令基準の見直しについて	2 6
○特定健診&がん検診	1 6	○牟岐町福祉避難所	2 7
○障がいのある方を対象NHK受信料免除基準	1 7	○8月は「電気使用安全月間」です	2 8
○重度心身障害者医療費助成事業	1 8	○海が吠えた日	2 9

# 町長行政報告



ますとみ おさむ  
朽富 治 町長

感染防止対策の徹底をお願いします。

総務課関係では、令和3年度の牟岐町高齢者タクシーリ用助成事業について、助成券を24枚から36枚に増やして助成を行っています。

第3分団の消防車の入札を行いました。

今年度は新型コロナウイルス感染が拡大し、第4波が。徳島県でも徳島アラートが感染拡大注意急増となり、イベント・行事の開催は、中止又は延期。

各種の会議については  
主なものは開催しています  
が、多くはウェブ会議及び  
書面決議での開催となつて  
います。

なお、現在は、徳島アラートは、感染観察強化と、2段階引き下げられました  
が、6月20日まで、感染拡大抑制「集中取組期間」となっていますので、新型コロナウイルス変異株を、最大限に警戒し、より一層の

起し、地域振興と経済の活性化を図ることを目的として、7月1日から9月30日の間、牟岐応援キャンペーンを実施します。現在、一人当たり1万5千円の牟岐応援チケットを世帯員分一括して、世帯主

建設課関係の事務事業経過としては、道路メンテナンス事業、松坂トンネルヒーの一の久保橋補修測量設計を委託しています。

産業関係では、新型コロナウイルス対応の支援事業として、コロナの影響で低迷している消費活動を喚

起し、地域振興と経済の活性化を図ることを目的として、7月1日から9月30日の間、牟岐応援キャンペーンを実施します。現在、一人当たり1万5千円の牟岐応援チケットを世帯員分一括して、世帯主

に郵送中です。6月中には全世帯に届きますので、7月1日より、チケット取り扱い加盟店にて、ご利用ください。

また、コロナの影響を大きく受けている飲食業の支援策として、キヤンペーン期間に合わせて「食のスタンプラリー事業」を実施します。飲食店限定券が利用できる店舗において、5円以上利用した方に、一つのスタンプが付与されます。二つ貯まつた全ての方に、クリアファイルがプレゼントされ、三つ貯まると、1万円相当の景品が、毎月20名様に当たる抽選会に参加できるシステムとなっています。抽選会は、キヤンペーン期間中の7月から9月にかけて、それぞれの月ごとに抽選を行い、トータル3回実施しますので、多くの方の参加をお願いします。

平成16年度から海部郡の地域資源を活用した、多様な体験型観光の推進を目的として、海部郡3町で構成された南阿波よくばり体験事業が、4月1日より、四

国の右下観光局と統合して再スタートを切っています。今後は、阿南市及び那賀町にも、体験型の教育旅行を推進していくいただき、四国の右下エリア内において、今まで以上の受け入れを、期待しているところです。

地方創生室関係では、3月26日に、令和2年度モラスクむぎ改修工事を発注、現在、工事を行つているところです。

次に、今年度は、牟岐町役場廈移転適地調査検討業務の委託料を提案させていただいています。業務概要是、牟岐町役場廈移転・建設等検討委員会からの報告書にある役場廈候補地について、自然条件、社会要件等の概要を整理し、

開発難易度による優位性を評価し、各地区における問題点と課題を調査・検討をするものです。

また、海部郡3町で運営する広域ごみ処理施設「海部美化センター」の更新についても、稼働後42年を経過して、設備・装置の老朽化が、施設全体に及んでお

り、処理機能は、設備・装  
置の老朽化や設計を上回る  
ごみの高質（高カロリー）  
化により、処理能力の低下  
が生じ、安定処理が難しく  
なっています。

## 6月定例議会の 議案の内容と審議

る保険料の減免を措置。  
(原案可決)

## 補正予算

(原案可決)

- ◎令和3年度牟岐町介護保険特別会計補正予算  
介護保険制度改革改正等に伴う、関連基準条例整備業務費等で、歳入歳出それぞれ632万円を追加し、予算総額を7億9119万7千円とするもの。

定例議会が6月15日から18日まで開かれ、開会日は、松富町長の行政報告後、繰越計算書の報告、条例の改正3件、補正予算4件、契約の締結1件の提案説明が行われました。

再開日には6名の議員が、一般質問に立ち論議がなされ、その後、各議案を審議、町長提出の報告1件、議案8件が可決されました。

## 条例

質 横谷議員  
応舍移転適地の調査は、いつ頃、終わる予定か。  
早くしなければ、前に進まない。

- ◎牟岐町手数料条例の一部を改正する条例  
マイナンバーカードの再発行手数料の徴収業務を町から地方公共団体情報システム機構へ委託することとなるため、条文を削除するもの

(原案可決)

◎令和3年度牟岐町一般会計補正予算  
歳入歳出それぞれ1億4千円と定めるもの。予算総額を31億2831万8千円と定めるもの。

(原案可決)

◎令和3年度牟岐町簡易水道事業会計補正予算  
収益的支出で、配水管等修繕費を減額し、経営計画策定支援委託料を同額追加するもの。

(原案可決)

## 契約締結

質 横谷議員  
年内か来年1月ぐらいまでに終わりたい。

(5月10日に開かれ、次の議案審議を行いました)

## 臨時議会

答 宮内総務課長

多くの議員発言がありましたが、紙面の都合上、一部を掲載しています。)

## 専決処分承認

◎令和2年度牟岐町一般会計補正予算

令和2年度の最終予算で、不用額の減額と基金の積み立て、地方交付税額の変更を行うもの。

(原案承認)

◎物品購入契約の締結  
第1分団と第3分団の消防自動車を購入するもので、契約金額は、1870万円、規模は、現在所有している車両と同程度。

(原案可決)

## 質疑(要旨)

(多くの議員発言がありましたが、紙面の都合上、一部を掲載しています。)

## 繰越計算書

- ◎令和2年度牟岐町一般会計繰越明許費繰越計算書  
平成2年度から令和3年度へ繰り越した、阿佐東線D M V導入事業、地方創生度臨時交付金事業、かんば残土処理場事業、町道川長線改良工事、以上4事業について繰越計算書を報告し、議会の承認を求めるもの。

(原案承認)

- ◎牟岐町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(原案可決)

- ◎令和3年度牟岐町国民健康保険特別会計補正予算  
傷病手当金、保険証用紙の購入費等で、歳入歳出それぞれ132万9千円を追加し、予算総額を6億2312万9千円とするもの。

(原案可決)

議

案

審

議

議

案

審

議

議会の動き

# 補正予算

◎令和3年度牟岐町一般会計補正予算  
水産資源栽培センターの管理運営費を計上するもの。  
(原案可決)

◎物品購入契約の締結  
塵芥車を購入するもので、  
契約金額は、704万3千  
240円。  
(原案可決)

# 契約締結

◎牟岐町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例  
押印等の見直し、条例の項ズレによる改正。  
(原案承認)

◎牟岐町税条例等の一部を改正する条例  
令和3年度の税制改正による、個人住民税における住宅ローン控除の特例、固定資産税の負担調整措置、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長等の改正。

(原案承認)

## 新しい議会の構成

議長	一山 稔	副議長	横尾 政明
委員会名	氏名 (◎委員長 ○副委員長)		
行政常任委員会	◎樺谷千重子 ○喜田俊司	横尾 政明 平山 尚道	堀内 隆弘 森 定雄
議会運営委員会	◎樺谷千重子 ○森 定雄	堀内 隆弘 藤元 雅文	
広報編集委員会	◎藤元 雅文 ○平山 尚道	喜田 俊司 堀内 隆弘	森 定雄 樺谷千重子

令和3年5月10日 現在

### 議会の動き

( 5月)

- 10日 令和3年 第2回 臨時会（新委員会体制構成）
- 18日 令和3年度 海部郡町村議會議長会 第1回 定例総会
- 24日 阿南市、那賀郡那賀町へゴミ処理場視察
- 26日 阿佐東線連絡協議会監査

( 6月)

- 1日 令和3年度一般国道55号・阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会（書面）総会
- 2日 海部郡衛生処理事務組合 連絡会
- 8日 令和3年度阿佐東線連絡協議会（書面）総会  
全員協議会、議会運営委員会
- 15日～18日 令和3年 第2回 定例会
- 30日 徳島県町村議會議長会 臨時総会

( 7月)

- 5日 広報編集委員会

# 令和3年度一般会計の予算総額は 31億2831万8千円になりました。

**専決補正予算は、301万4千円増額です。(原案承認)**

**6月補正予算は、1億4742万6千円増額です。(原案可決)**

## 専決補正予算 歳出予算の主なもの

金額	内 容
3,014,000円	水産資源栽培センター管理運営費（光熱水費、保安業務委託料等）

※注 廃止したアワビ種苗生産施設を活用し、徳島文理大学が「ヒトエグサ」  
俗名「あおのり・あおさ」の陸上養殖の可能性を求める実証研究を実施

## 専決補正予算 歳入予算の主なもの

金額	内 容
3,014,000円	諸 収 入 水産資源栽培センター負担金（徳島文理大学）

## 6月補正予算 歳出予算の主なもの

金額	内 容
2,860,000円	行政手続等押印の見直し業務
4,180,000円	公共施設等総合管理計画改訂支援業務
5,000,000円	役場庁舎移転適地調査検討業務
20,020,000円	社会福祉協議会補助金（法人運営分・各種事業分）
4,378,000円	敬老祝い金
4,200,000円	子育て世帯生活支援特別給付金事業
27,126,000円	新型コロナワクチン接種等委託料（追加分）
3,105,000円	斎場修繕料
19,355,000円	海部郡衛生処理事務組合負担金（ゴミ・し尿追加分）
1,938,000円	森林整備センター分収造林事業（冷谷モノレール追加分）
2,000,000円	モラスコむぎ雨漏り修繕
8,328,000円	四国の右下観光局負担金（派遣追加分）
1,300,000円	もっと学生応援事業
1,370,000円	とくしま創生推進事業（避難誘導灯）
2,316,000円	海の総合文化センター外壁全面打診検査等

## 6月補正予算 歳入予算の主なもの

金額	内 容
9,984,000円	分担金負担金 四国の右下観光局負担金
27,126,000円	国庫負担金 新型コロナワクチン接種対策費負担金（追加）
4,200,000円	国庫補助金 子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金
91,480,000円	繰 越 金 繰 越 金

補

正

予

算

般

質

問

**ブロック塀等の  
撤去支援事業補助金の増額について**

**問****答**

**限度額の引き上げを検討する**



かしたに 榎谷 千重子 議員

問 榎谷議員

牟岐町では、町民の防災意識の向上を図るとともに、地震によるブロック塀など倒壊による被害や避難時の倒壊による通行妨げとなることを軽減し、災害に強いまちづくりを推進するため、補助率はブロック塀などの撤去費用の5分の4以内で、補助金の限度額を8万円とする内容で、ブロック塀等撤去交付要綱を定め、平成30年12月14日から施行している。

南海トラフ巨大地震では、激しい揺れや液状化により、ブロック塀の倒壊の恐れがある。

ある。ブロック塀が倒れると、津波避難や救助活動の妨げになり、対策は重要である。

住民意識調査によると、自宅のブロック塀の撤去・改修に必要だと思うことは、多い順に「行政の補助金の増額(73%)」、「行政の指導・説明(31%)」、「専門家のアドバイス(21%)」であり、補助金の増額を望むが圧倒的に多かった。

牟岐町では、牟岐町では、その対策として「牟岐町ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱」を定め、地震による倒壊による通行妨げとなることの自己負担の軽減が必要。撤去に関する補助率は現行通り5分の4としても、限度額の8万円の引き上げが必要ではないか。



答 枝富町長

平成30年6月に震度6弱を記録した大阪北部地震により、ブロック塀が倒壊し、重大な事故が発生したことから、牟岐町では、その対策として「牟岐町ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱」を定め、地震による倒壊による通行妨げとなることの自己負担の軽減するため、倒壊する恐れのあるブロック塀などを撤去を推進してきた。

牟岐町では、牟岐町では、その対策として「牟岐町ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱」を定め、地震による倒壊による通行妨げとなることの自己負担の軽減が必要。撤去に関する補助率は現行通り5分の4としても、限度額の8万円の引き上げが必要ではないか。

**牟岐町危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金交付要綱**

(別表)

区分	牟岐町危険ブロック塀等安全対策支援事業
対象経費	危険なブロック塀等の安全対策を行う所有者等に対し安全対策工事(町内の業者が施工するものに限る。)に要する経費について助成する費用
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの ① 町職員が危険なブロック塀等として点検した結果、安全対策が必要と判定されたもの ② 倒壊した際、前面の道路等を閉塞し、通行を妨げるもの
補助率	一団の土地につき対象経費の5分の4以内かつ道路等に面する危険なブロック塀等の安全対策をする長さ(10cm未満切り捨て)に1m当たり1万円を乗じて得た額 ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てたい。
補助限度額	一団の土地あたり80,000円

**問****問**

## シルバー人材センターへの支援を

町補助金の増額も含め  
事業の継続を図る



きだ しゅんじ  
喜田 俊司 議員

**問****喜田議員**

牟岐町社会福祉協議会により運営されている、シルバー人材センターは、設立10年目となる。これまで県及び町からの補助を受け、今年度は240万円で、その半分は牟岐町からの補助となっている。

しかし、来年度からは、県の補助金が受けられなくなり、牟岐町からの補助金と、会費及び事業収入では、今まで通りの運営ができないくなり、この事業から撤退を余儀なくされる。

これまで、シルバー人材センターが請け負ってきた

事業が、年間約400件余りとなるが、事業からの撤退となると、これらの様々な事業が行えず、町民への間接的な負担も大きくなり町民が困ることとなる。

牟岐町として、町民のためにも、来年度からのシルバー人材センターへの補助金の増額など、支援が必要だが、どのように進めるのか。

**答****大森副町長**

牟岐町シルバー人材センターの特徴は、女性会員の比率が高く、高齢者や一人暮らしの家事や、病院への付き添い仕事が多いことと、年間通じ草刈り、木の伐採が多くを占める。

依頼者や会員の生きがいとなる事業をやめることはできないと考え、町補助金の増額も含め協議を重ね、

事業の継続を図る。

**般****質****問**

広報むぎ



働く高齢者



草刈作業

**問****喜田議員**

現在、年に4回発行されている「広報むぎ」について、町民の意見を聞くと、「字が多く読みづらい」や「お知らせ等が多くおもしろみに欠ける」等の声も聞かれた。中には、「補助金制度や支援など必要な情報が得られる」という意見もあった。

町民への大切な情報が多く盛り込まれている「広報むぎ」を、もっと読んでもらえるような対策に取り組んではどうか。

例えば、広報むぎの掲載内容を読まないと答えられないクイズを掲示し、答えを応募すると抽選で防災グッズや商品券などがもらえる手法等、毎号での開催は、難しいかも知れないが、周期的に取り組んではどうか。

**問**

## 「広報むぎ」の読者を増やす手段を

効果の有無を確認したい

**答****杵富町長**

「広報むぎ」は、発刊以来これまで日々改善を図ってきた。広報誌の役割は、行政の制度施策の発信や、住民へのお知らせ等が主な内容となっている。

広報クイズが読者を増やす手段として、有用性があるか、実施している市町村に、効果の有無を確認したい。

①安全に高台避難するには無理があるように感じる地区がある。もちろん津波避難タワーへの避難にはメリットとデメリットが存在するが、津波避難タワーの必要性について所見は。

本町では、令和3年2月に牟岐町地域防災計画が改訂された。災害対策基本法第42条の規定に基づき、死者ゼロを目指した避難計画の整備を図っている。今後より一層の災害時避難行動円滑化に向けて伺う。



津波避難タワー

答 久岡教育次長

⑦コロナウイルス感染状況を注視しながら適正な規模、親子ペアでの参加等、

本町では、令和3年2月に牟岐町地域防災計画が改訂された。災害対策基本法第42条の規定に基づき、死者ゼロを目指した避難計画の整備を図っている。今後より一層の災害時避難行動円滑化に向けて伺う。

③大破や倒壊・崩壊した木造家屋は避難路を塞ぎ、住民のみならず本来なら避難できた方々をも、いわゆる「みちづれ」を起こす。より一層の耐震化の重要性や支援の告知をまた、別の取り組みが必要と考えるが所見は。

④西地区や東地区の一部で、橋を渡らなければ緊急避難所に行けない地域があり、また、新しく歩道橋の橋梁の耐震化、また、歩道橋の新設についての

問 平山議員

ひらやま なおみち  
平山 尚道 議員

答

## 牟岐町防災対策について 調査・点検・検討し進める

問

## 牟岐町防災対策について

考えは。

質

問

答 枝富町長

①津波避難タワーに限らず、津波避難ビルの役割は重要。避難所の確保に努めたい。

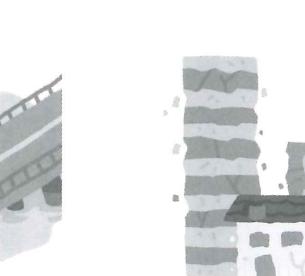
工夫できることを検討しながら進めたい。

令和3年8月6日(8)

②南海トラフ地震では震度7が想定されており、停電が予想される。夜間発導灯や道路ライトの設置が望まれるが、現状と今後の方針は。

③引き続き補助金制度を周知し耐震化促進を図り、補助限度額の引き上げも検討していきたい。

④耐震補修と維持補修を行っている。避難訓練を通して避難経路を自主防災組織と点検していく。



⑤役場ホームページとの連携を強化をし、防災担当課や関係各課とともに検討していく。

⑥今年度、自主防災組織に研修案内の周知の結果5名、役場職員は10名が受講希望。

**答****問**

**災害対策本部設置・運営の実践訓練をすべきでは**

令和元年より、指揮機関訓練を実施している



よこお 横尾 まさあき 政明 議員

となつても、放送設備及び県への応援要請等、初動に必要な通信設備は配備している。今後、訓練等を実施していく中で、必要な設備の確認や、可能な設備は整備を図っていく。

**問****問**

**応急仮設住宅用地**  
は確保できているのか

**答**

候補地リストを作成している

**問**

**横尾議員**

り許可や協議が必要となる」とある。今後の協議予定は、

**答** 枝富町長

建設用地の配慮すべき点として4項目挙げているが、

現時点での用地準備・確保はできているのか。

「牟岐町地域防災計画」は、防災公園として大戸では、防災公園として大戸ヘルポート南東側に整備があるが、「国定公園内であるが、牟岐小学校が代替え拠点

②造成面積が広い場所  
①町・県・国等公共機関所  
有地、若しくは企業等の民有地

③水道、電気等の生活関連設備整備に困難を強いられない場所で、日常生活を送るうえで不便を強いられない場所に配慮する。  
用地確保は土地所有者との用地交渉・同意・契約が必要なため、土地確保までには至っていないが、候補地の調査を行い、候補地リストを作成している。  
大戸ヘリポート南東側の防災公園の整備計画は、関係機関と協議したい。

**答****問**

**大川橋・中央橋は耐震化できているのか**

**答** 大川橋の工事時期は未定

災害対策本部が役場庁舎から、小中学校敷地周辺になつた場合、横断する橋は大丈夫なのか。

**答** 枝富町長

県道に架かる橋であり、管理者の徳島県に確認したところ「中央橋については、平成27年度末に落橋防止対策工事済み。大川橋については、徳島県全体で優先順位をつけ修繕計画を進めており、修繕対象の橋梁についているが、工事の時期は未定。」との回答であった。

よつて、役場庁舎から牟岐小学校へ移動する場合、中央橋を通過することになる。



大川橋

**般質問****質問**

避難困難者対策の強化を  
周知を図り、理解と協力を求める

想定並みの地震津波が起  
れば、老朽住宅の多くは  
倒壊し、本町中心部は浸水  
し、大きな被害を受ける。  
足の不自由な高齢者など  
から「どうせ逃げても間に  
合わない。諦めている」と  
の悲しい声も聞こえてくる。  
現時点での要配慮者、避  
難行動要支援者は何人か。  
福祉避難所として、海部  
老人ホーム、緑風荘、和楽  
の3か所が指定されている  
が、どこが指定され、その  
目的についても、あらかじ  
め周知しておく必要がある  
のでは。

問 藤元議員



ふじもと まさふみ 雅文 議員

答

問

**避難困難者対策の強化を**

**周知を図り、理解と協力を求める**

登録対象者67人のうち、  
支援を希望し、個人情報の  
提供に同意された方は53人  
である。

要配慮者が適切な施設等  
に避難できるよう周知を図  
り、理解と協力を求めたい。

①健康の維持・増進を図る  
うえでの本町の課題は、  
住んで良かったと実感でき  
ない。

②健診（検診）は欠かせな  
い。特定健診、がん検診  
などの受診状況は。

問 藤元議員

答 健診受診率  
向上に努力する

更なる  
健康増進対策を

登録対象者67人のうち、  
支援を希望し、個人情報の  
提供に同意された方は53人  
である。

要配慮者が適切な施設等  
に避難できるよう周知を図  
り、理解と協力を求めたい。



答  
チラシ等で  
周知する

問  
フクチン接種予約が  
できなかつた人への周知を



③眼科検診との組み合わせ  
で、特定健診の受診率が  
向上したとの研究結果が  
ある。本町でも実施を。

答 久米健康生活課長

①若年層の健診未受診者が  
多く、糖尿病患者や予備  
軍が県内トップレベルで  
ある。医療費も高額にな  
っており、生活習慣を見  
直す必要がある。

②特定健診の受診率は向上  
傾向にあり、元年度の受  
診率は61・7%であった。  
各種がん検診は、10%ほ  
どで受診率は上がっていない。

③眼底検査は有効であり、  
町内医療機関と調整し、  
体制作りができるばと考  
えている。

答 藤元議員

改良住宅解体後は、公園  
にする計画だが、平成27年  
度を最後に解体がストップ  
したままだ。

荷物を放置し、話し合い  
にも応じないケースもある  
とのことだ。

今後、新たな条例の制定  
が必要ではないか。

答 引き続き  
理解を求める

問 町営住宅の  
適正な管理を

接種は任意であり、接種  
しない人は当然いますが、  
電話が通じなかつたり、窓  
口に行列ができていて、接  
種を諦めた人がいる。今か  
らでも接種が可能だとい  
う周知をすべきではないか。

問 藤元議員

答 久米健康生活課長

ワクチン接種予約率は6  
月15日時点で、65歳以上は  
89%である。

明日の折り込みチラシに  
「随時、予約が可能」と記  
載し、再度、民生委員にも  
サポートをお願いする。

答 久米健康生活課長

般

質

問

**問**

**行政のスリム化と財政の健全化に努めていきたい**



ほりうち たかひろ  
堀内 隆弘 議員

がある。

しかし職員の多くは、日々の業務に追われていると聞く。

そうした現状を変えるためにも、地域住民や団体、

NPOとのネットワークを

活かし、民間に任せられる業務を大胆に業務委託すべき時、見解は。

堀内議員

自主財源を増やすには人を呼びこみ、地方消費税を増やすことが最も効率的だと考えるが、企業誘致によつて法人税収を増やすには地理的にもハードルが高い。これからは、地域の個性と独自性を伸ばし、人を呼びこむ力を身につけて自主財源を増やす取り組みが自治体には求められる。また、その目的を達成するには、コスト管理や投資効率の追求に優れた経営の発想が必要になり、地元企業や一次産業関係者との話し合いを活発化させる必要

**町財政のコスト管理や投資効率の追求に優れた経営の発想が必要**

**問**

**牟岐人アプリのサービス開始からの進捗状況は順調か**

**答**

**改善について、検討の余地がある**

**堀内議員**

SNSやアプリの利用者を増やすためには、独自のサービスや情報発信が必要だと言われるが、現状改善の余地が多いと感じる。

地方自治体が運営するア

プリなので、議会や委員会でどのような話し合いが行われているか発信をするこ

とににより独自性が出せると思うが検討してみててもいい

のでは。

また、サービス開始から

の進捗状況は順調か。

**答 枝富町長**

地方債残高は約40億円で、

基金は12億円。

牟岐町は、貯金より借金の方が大きく、厳しい財政運営が強いられる。

健全な財政運営するためには、費用対効果を検証し、事務事業の見直し、補助金などの見直しなど行うとともに、業務改革を図り、コスト管理や費用対効果を追求するとともに、民間に任せられる業務があれば外部委託するなどし、行政のスリム化と財政の健全化に努めたい。

**枝富町長**

牟岐人アプリの運営について、現在はニュースフレードを中心に、イベント情報等のコミュニティツールとして、ご利用いただいている。

議会や委員会については、

牟岐町ホームページ・広報に掲載しているので、そちらをご覧いただきたい。

より地域に根差した情報発信を進めていく。

牟岐人アプリがリリースされ、約半年が経過しているが、現在の登録者数は201名。

まだまだ改善について検討の余地があると考えています。

牟岐人アプリがリリースされ、約半年が経過しているが、現在の登録者数は201名。

牟岐人アプリがリリースされ、約半年が経過しているが、現在の登録者数は201名。

牟岐人アプリがリリースされ、約半年が経過しているが、現在の登録者数は201名。

牟岐人アプリがリリースされ、約半年が経過しているが、現在の登録者数は201名。

牟岐人アプリがリリースされ、約半年が経過しているが、現在の登録者数は201名。

**編集後記**

「一寸先は闇」ということわざがあります。これから先のことはどうなるのか予測できないことのたとえとして使われています。

しかし、結果には、必ず原因があるものです。

昔は、神の仕業として信じられていたことでも、

人類は、科学を進歩させ、

その原因を少しづつ明らかにし、日々の生活に活かしてきました。

残念ながら、私たちの一番の心配事である巨大地震津波の発生は、現代

科学에서도、まだ正確な予測はできません。

したがって、いつ起こつても逃げられるように、日々、準備を整えておく

以外にありません。

「天災は忘れた頃にやって来る」。大地震があれば、直ちに高台へ。

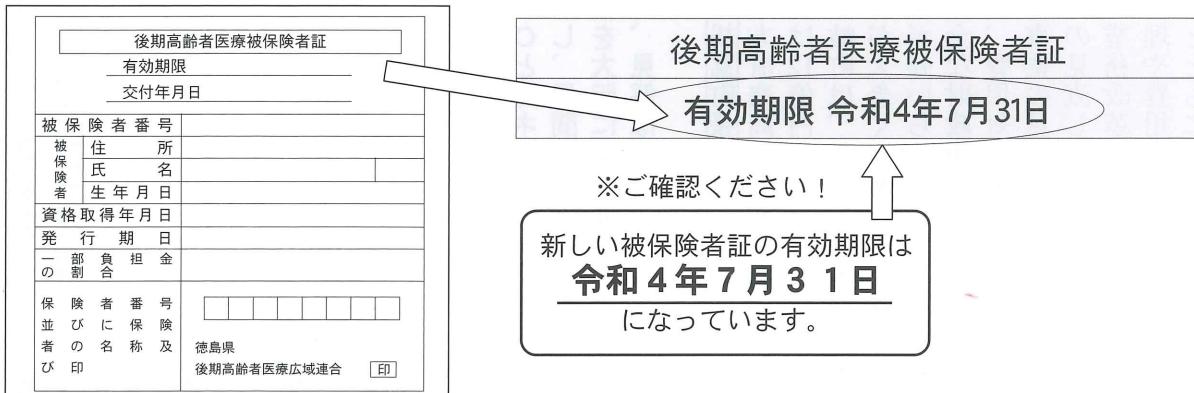
## 8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和3年7月31日」となっている[オレンジ色]の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に、有効期限 令和4年7月31日と記載された新しい被保険者証[むらさき色]をお届けします。

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、令和2年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。



### 【一部負担金の割合の判定方法について】

#### 1割負担となる方

同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満

#### 3割負担となる方

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

#### ①後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、減額認定証）は、有効期限が「令和3年7月31日」となっています。

令和2年度の減額認定証をお持ちの方で令和3年度住民税非課税世帯の方には、7月末までにお住まいの市町村から、8月1日以降に使用可能な減額認定証をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

減額認定証に記載されている負担区分が【区分Ⅱ】に該当する方で、直近12か月の間に入院日数が90日を超えた場合は、申請により食事療養費の標準負担額がさらに減額されます。（ただし、令和2年9月末までは、【区分Ⅱ】の認定証の交付を受けている期間の入院日数に限ります。）

※ご注意（長期入院該当）

市町村窓口に入院日数届書を提出して、長期入院該当の認定を受けていないと、標準負担額の減額は受けられません。長期入院該当は、申請の翌月からの適用となります。申請日から月末までの食事療養費については、差額支給申請をすると、標準負担額の差額を払い戻しいたします。

#### ②後期高齢者医療 限度額適用認定証（ねずみ色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」（以下、限度額認定証）は、有効期限が「令和3年7月31日」となっています。

令和2年度の限度額認定証をお持ちの方で、令和3年度も所得区分が3割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当される方には、7月末までにお住まいの市町村から、8月1日以降に使用可能な限度額認定証をお届けいたします。

更新申請書の提出は必要ありません。

## 臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証(有効期限令和4年7月31日)の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。

臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。

臓器提供についてよく考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

注意事項	
保険医療機関等において診療を受けようとするときに は、必ずこの証をその窓口で渡してください。	
備 考	
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を〇で囲んでください。</p>	
<p>1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。</p>	
<p>2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。</p>	
<p>3 私は、臓器を提供しません。</p>	
<p>※ 1又は2を選んだ方で、提供をしたくない臓器があれば、 ×をつけてください。&gt;</p>	
<p>[【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】] (特記欄)</p>	
<p>署名年月日： 年 月 日</p>	
<p>本人署名(自筆)：</p>	
<p>家族署名(自筆)：</p>	

- ◆自分の意思に合う番号を選択  
自分の意思に合う番号を1から3までの中からひとつだけ選んで○をしてください。

- ◆提供したくない臓器の選択  
1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとあります。  
脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球

- ◆特記欄への記載について  
1又は2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。  
親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。

- ◆本人署名・家族署名について

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください（家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です。）。

※ 脳器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

※ 記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

※令和3年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。

令和3年度の保険料が、年金から差し引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。

保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。

また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、市町村から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 犬岐町役場 健康生活課 後期高齢者医療担当

徳島市川内町平石若松78番地1

電話 088-677-3666

岐阜県大垣市中村字本村7番地4

電話 72-3417

## 後期高齢者医療制度 歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

また、徳島大学歯学部において、口腔ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診の受診や口腔ケアを行うことは、全身の健康にとても重要であることが示されています。今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

### 対象者

令和2年中に節目の年齢になられた方（昭和20年、昭和15年、昭和10年、昭和5年生まれの方）  
ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

〔長期入院患者や施設入所の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。〕

なお、対象者には8月下旬に歯科健診受診券のハガキを送付します。長期入院患者・施設入所の方にはハガキが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

### 受診場所

後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院

受診可能な歯科医院の一覧表を市町村窓口・広域連合窓口で配布予定です。  
また、広域連合及び県歯科医師会のホームページに掲載予定です。

### 受診方法

事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上、受診してください。

### 健診項目

問診、口腔内診査、口腔機能評価（口の渴き、かむ力、飲み込む力など）等

### 受診費用

無料

### 受診期間

令和3年9月1日～令和3年11月30日

### 持っていくもの

後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のハガキ

### その他注意事項

- 健診の予約日を忘れないようにしてください。
- 歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。
- 歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。
- 健診結果は、広域連合又はお住まいの市町村での口腔保健指導及び徳島大学との共同研究による分析調査に活用することができますので、ご了承ください。

※新型コロナウイルス等の影響により、変更・中止になる場合があります。

後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関するお問い合わせ先

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課

徳島市川内町平石若松78番地1

電話 088-677-3666

## ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを発送します

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を令和3年9月下旬に送付します。

通知の対象者は、本年5月に医療機関で処方された新薬を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方です。

なお、全てのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

### お問い合わせ

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課

電話 088-677-3666

## 後期高齢者医療制度 在宅要介護者訪問歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療に加入されている在宅の要介護者を対象に、在宅で歯科健診や歯科保健指導を行うことで、口腔機能の維持回復を促し、高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎の予防することを目的に、訪問歯科健康診査を行います。

### 【対象者】

自力で歯科医院に通院することが困難な在宅の要介護者で、次の要件を全て満たす徳島県後期高齢者医療被保険者。

- ①要介護3・4・5の認定を受けている方
- ②介護保険の居宅療養管理指導（歯科医師・歯科衛生士によるもの）及び口腔機能向上加算を受けていない方
- ③医療保険の訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導を受けていない方
- ④令和3年度歯科健康診査を受けていない方

### 【実施期間】

令和3年9月1日～令和3年12月末

### 【健診費用】

無料 ※ただし、その後の歯科治療については有料

### 【申込先】

徳島県後期高齢者医療広域連合 事業課

※申請前に、必ず担当ケアマネジャーに相談してください。

ケアマネジャーによる代理申請も可能です。

※対象者と決定した方には訪問歯科医・歯科衛生士をご自宅等に派遣いたします。

※新型コロナウイルス等の影響により、変更・中止になる場合があります。

訪問歯科健診の詳細や申請書等必要書類については、広域連合ホームページをご覧いただくか、下記までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の訪問歯科健康診査に関するお申込み・お問い合わせ先  
徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課 徳島市川内町平石若松78番地1  
電話 088-677-3666

## 令和3年度 特定健診&がん検診のご案内

現在、集団健診の申し込み受付中です！申し込みはお早めに★

日時	場所	内容
終了しました 6月23日(水) 8時～11時	海の総合 文化センター	<p>■特定健診 1,000円  <small>【前年度受診された方は 0円です！】</small>  <small>(身長・体重・腹囲・血圧測定、血液検査、尿検査、診察、心電図)</small>  <small>対象者…20歳～74歳までの国保の方もしくは</small>  <small>特定健診の受診券をお持ちの方(後期医療保険、社会保険)</small>  <small>★受診券が必ず必要です</small></p>
予約枠 残りわずかです。 9月11日(土) 8時～11時	宮の本 コミュニティ センター	<p>■肺がん検診 300円  <small>対象者…40歳以上の方なら誰でも</small>  <small>*ハイリスクの方は喀痰検査もできます(+500円)</small>  <small>※病院で内視鏡検診(胃カメラ)可</small>  <small>詳しくはお問い合わせください。</small>  <small>(別料金 4,100円)</small></p>
予約枠 残りわずかです。 10月24日(日) 8時～11時	海の総合 文化センター	<p>■胃がん検診 500円  <small>対象者…40歳以上の方なら誰でも</small></p> <p>■大腸がん検診 500円  <small>対象者…40歳以上の方なら誰でも</small></p> <p>■前立腺がん検診(血液検査) 500円  <small>対象者…40歳以上の男性なら誰でも</small></p> <p>■肝炎(B型・C型)検査(血液検査) 500円  <small>対象者…40歳以上で過去に検査したことのない方</small></p> 

☆牟岐町国保加入中の方の特定健診受診券の有効期限は令和3年12月18日(土)までです。  
 有効期限までに必ず健診を受けてください。(※通院中の方も健診を受ける義務があります)

**集団健診ではがん検診も一緒に受診できます。ぜひお申込を！**

お問い合わせ・お申込みは…健康生活課 ☎72-3417（保健師・栄養士まで）

## 障がいのある方を対象としたNHK放送受信料の免除基準内容のご案内

下記の条件に該当となる方は、NHK放送受信料を全額または半額免除が受けすることができます。

免除の該当となる方（世帯）で、手続きがお済みでない場合は申請手続きをしてください。

（既に免除を受けている方は、手続きは必要ありません。）

＜放送受信料の免除基準内容＞（平成27年6月1日施行）

### 【全額免除】

対 象	適用条件
公的扶助受給者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護法に規定する扶助を受けている場合</li> <li>●ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合</li> <li>●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合</li> </ul>
市町村民税非課税の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
市町村民税非課税の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判断された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む）非課税の場合
市町村民税非課税の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所されている場合

### 【半額免除】

対 象	適用条件
視覚・聴覚障がい者	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1級または2級）の方が世帯主で受信契約者の場合
重度の知的障がい者	所得税法または地方税法に規定する特別障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判断された方が、世帯主で受信契約者の場合
重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障がい等級が重度（1級）の方が世帯主で受信契約者の場合
重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

### ＜免除の申請手続きについて＞

◆お持ちの障がい者手帳・印鑑をご持参のうえ、役場住民福祉課で申請をしてください。

※ 全額免除申請される方で、本年1月2日以降に牟岐町に転入された方は、前住所地の非課税証明書が必要です。）

お問合せ先：NHKふれあいセンター（☎ 0570-077077）／住民福祉課（☎ 72-3416）

## ご存知ですか?重度心身障害者医療費助成事業

○ 重度の障がいをお持ちの方に [ 医療費の一部負担金  
調剤一部負担金 ] を助成いたします

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	身体障害者手帳1・2級所持者	医療保険証・印鑑
2	療育手帳A所持者	身体障害者手帳
3	身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1を所持する重複障害者	および療育手帳

※ 上記の制度は医療保険加入者が対象となり、所得制限があります。

(注) 65歳になっても引き続き重度医療を受給するには、後期高齢者医療制度に加入する必要がありま  
すので、65歳を迎える方は注意してください。

【65歳の誕生日の1ヶ月前に住民福祉課（☎72-3416）まで連絡をお願いいたします。】

## 特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で保護、監督している父や母、または父母に代わって児童を養育している方に対し支給される手当です。

### ◆対象となる児童

20歳未満で、身体や精神に重度障がい、または中度障がいのある児童

### ◆手当を受けることができない場合

- 手当を受けようとする人、対象となる児童が、日本に住んでいない場合
- 児童が肢体不自由施設や知的障がい児施設などの施設に入所している場合
- 児童が障害を理由として厚生年金など公的年金を受けることができる場合
- 手当を受けようとする人の前年の所得が一定額以上ある場合

### ◆支給額

支給される手当の月額は、障がい児1人につき1級（重度障がい児）52,500円、  
2級（中度障がい児）34,970円となっています。（令和2年4月改定）

※手当額は、毎年度変更になる可能性があります。

### ◆特別児童扶養手当の支払日

手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月分までの4か月が支払われます。

- |                           |
|---------------------------|
| 4月期（12月～3月分）→ 4月11日 支払い   |
| 8月期（4月～7月分）→ 8月11日 支払い    |
| 12月期（8月～11月分）→ 11月11日 支払い |
- （※11日が土日及び祝日にあたるときはその前日）

### ◆申請に必要なもの

- 印鑑
- 請求者（手当を受けようとする人）と対象児童の戸籍謄本
- 特別児童扶養手当認定診断書
- 請求者名義の預金（貯金）通帳
- 請求者、配偶者、対象児童の通知カードまたは個人番号カード

※この他にも、個別の事由により必要な書類があります。

詳しくは、住民福祉課（☎72-3416）までお問い合わせください。

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯 生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金が支給されます。申請が必要な方は、住民福祉課までご相談ください。

### ○ 給付金の対象となる方

■以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方（支給済）
  - ② 公的年金等※1を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※2  
(申請必要)
  - ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方（申請必要）
- ※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- ※2 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります。

### ○ 給付額

児童1人当たり一律5万円

お問い合わせ 住民福祉課（☎ 72-3416）（受付時間 平日 8:30～17:15）

厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

0120-400-903（受付時間 平日9:00～18:00）

## 令和2年度 情報公開の実施状況について

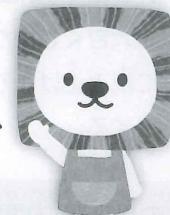
情報の公開請求件数	2件
情報の公開決定件数	2件
情報の部分公開決定件数	0件
情報の非公開件数	0件

## 福祉のお仕事相談

〔徳島県委託事業〕徳島県福祉人材センターアイネット

### 福祉のお仕事相談

福祉のお仕事を探している方、興味がある方！  
就職や転職活動のこと、福祉の資格取得などについて、  
相談を受け付けております！！



#### こんなこと応援します

- ◆福祉のお仕事紹介
- ◆介護福祉士・保育士等の修学資金の貸付
- ◆福祉の資格のご相談
- ◆福祉の知識・技能取得セミナー
- ◆小中高大学等で福祉の授業
- ◆履歴書の書き方や働き方等のアドバイス

# しょうりゅうさべつ さべつ さべつ 障がいを理由とする差別をなくそう

## 《障害者差別解消法》

せいしきめいしょく しょくがい りゆう さべつ かいしょく すいしん かん ほうりつ  
正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

ほうりつ へいせい ねん がつ にち ふとう さべつ とき あつか およ ごうりてき  
この法律は、平成28年4月1日よりスタートし、「不当な差別的取り扱い」及び「合理的  
はいりょく ふていきょう きん はいりょく  
配慮の不提供」を禁じています。

じょう ひと さべつ しょく ひと ひと たがい ひと  
障がいのある人への差別をなくすることで、障がいのある人もない人も、互いにその人ら  
みと あ とも い しゃかい めざ  
しさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

### 「不当な差別的取り扱いの禁止」

ほうりつ くに とどうふけん しちょうそん やくしょ かいしゃ みせ じきょうしゃ しょく  
この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障がい  
ひと たい せいたう りゆう しょく りゆう さべつ きんし  
のある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

#### 具体例：

- スポーツクラブなどに入会しようとして、障がいがあることを伝えると、そのことだけを理由に入会を断られた。
- 障がいのある人がアパートやマンションなどの部屋探しをしたのだが、さがしにくいということで、希望を聞く前に断られた。

### 「合理的配慮の提供」とは？

こうりてきはいりょ ていきょう  
この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が障がい  
ひと たい しょく ひと しゃかい なか と のぞ  
のある人に対して、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために、何らか  
たいおう ひつよう いし つた ふたん おも はんい たいおう  
の対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する  
じきょうしゃ たい たいおう つと もと  
こと（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

#### 具体例：書類などで…

- 知的障がいのある人が確認が必要な書類を見たが、その人にとっては、難しい漢字や文章が多く、理解できないものであった。



### ～こんな心づかいで差別をなくしていこう～

- 書類の文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。また、代わりに読み上げたり、大切なところをわかりやすく説明したりする。



こうりてきはいりょ じれい ないかくふ  
合理的配慮の事例は内閣府のホームページにあります。

こうりてきはいりょ 合理的配慮サーチ

けんさく 検索

といあわ じゅうみんふくしか  
お問い合わせ 住民福祉課 (☎72-3416)

## 児童扶養手当について

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

### ◆児童扶養手当とは

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は、児童が18歳に達した年度末(障がいの状態にある児童の場合は20歳)までです。

### ◆支給時期

奇数月の11日に、それぞれの支払い月の前月までの2か月分が支払われます。(ただし、11日が金融機関の休日に当たるときは、直前の営業日になります。)

### ◆手当額

児童数	手当月額	
	全部支給の方	一部支給の方
1人のとき	43,160円	43,150円～10,180円
2人のとき	10,190円加算	10,180円～5,100円加算
3人以上	1人につき6,110円加算	1人につき6,100円～3,060円加算

### ◆所得制限限度額

扶養親族等の数	本人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円

※受給者及び扶養義務者等の所得が一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は、手当額の一部又は全部が支給されません

### ◆手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障がいのある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

お問い合わせは 住民福祉課 (☎ 72-3416) まで

## 児童手当について

児童手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。（公務員のかたは勤務先に）

### ◆支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

### ◆支給額

児童の年齢	児児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

所得制限限度額	扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
	0人	622.0	833.3
	1人	660.0	875.6
	2人	698.0	917.8
	3人	736.0	960.0
	4人	774.0	1002.1
	5人	812.0	1042.1

### ◆支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

### 児童手当制度では、以下のルールを適用します

- 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

お問い合わせ 住民福祉課（☎72-3416）まで

## ふるさと納税返礼品を募集しています

牟岐町への寄附促進と地元特産品等のPR・販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、町外在住の寄附者様に対し、お礼の品として贈呈する商品やサービスを提供いただける協力事業者を募集しています。

ふるさと納税のお礼として、地域の特産品を送付するものがふるさと納税の返礼品です。

次のような返礼品は送付しないよう注意が必要です。

- 金銭類似せいの高いもの（商品券など）
- 資産性の高いもの（家具、家電、貴金属類）
- 価格が高額なもの
- 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（返礼品割合）が高いもの  
例：1万円の寄付に対して5千円の返礼品を送付するなど（5割）  
寄附額に対し、返礼割合は3割以下としなければなりません。

詳しくは、総務課（☎72-3413）までお問い合わせください。

ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ  
子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

### 1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

令和3年3月31日時点で

**18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育する父母等**  
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

■令和3年度住民税（均等割）が非課税の方 または

■令和3年1月1日以降の収入が急変し、  
住民税非課税相当の収入となった方

### 2. 支給額

児童1人当たり 一律5万円

■支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

\*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■牟岐町役場住民福祉課 0884-72-3416 (受付時間：平日8:30～17:15)

詳しい申請方法は、上記担当課までお問い合わせください。

子育て世帯生活支援特別給付金  で検索

### 3. 給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

●給付金は、**申請不要**で受け取れます。

●市区町村ごとに可能な限り速やかに、令和3年4月分の児童手当  
または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

#### 【ご注意ください】

※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。

※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を  
解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、  
振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方（例：高校生のみ養育している方、収入が急変した方）

●給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

●申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の窓口に直接、または郵送  
でご提出ください。

●給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

◎住民税（均等割）の非課税（相当）限度額早見表 単位：千円

世帯の人数	家族構成例	非課税所得限度額	非課税相当収入限度額
2	夫（婦）+子1人	828	1,378
3	夫婦+子1人	1,108	1,680
4	夫婦+子2人	1,388	2,097

## 令和3年度分新型コロナウイルス感染症関係の減免について

### ※ それぞれ申請が必要です ※

新型コロナウイルス感染症の影響により、それぞれに定められた要件をすべて満たす場合は、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料それぞれの減免の対象となります。

#### 【減免の対象となる場合】

① 新型コロナウイルス感染症により、

主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方（世帯）  
⇒ 全額免除

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、

主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方（世帯）  
⇒ 一部を減額

～一部減額される具体的な要件（すべてを満たす必要があります）～

主たる生計維持者について、

- (1) 事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- (3) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

※ 介護保険料については、要件（1）及び（2）のみ

※ 申請にあたっては、

罹患や収入の減少等を証明できる書類が必要となります

### ※ 減免額は、前年の所得や世帯の状況などにより変わります ※

申請に必要な書類等の詳細などについては、各担当にお問い合わせ下さい。

国民健康保険税：税務会計課国保税係 電話 0884-72-3410

介護保険料：健康生活課介護保険料係 電話 0884-72-3417

後期高齢者医療保険料：徳島県後期高齢者医療広域連合 電話 088-677-3666

（申請のみ健康生活課後期高齢者医療保険係で受け付けます）

## 犬猫の避妊・去勢手術費用の一部を補助します

牟岐町で飼われている犬・猫を対象として、1頭につき5,000円を合計10頭に補助を予定しています。（申込者が多い場合は抽選）

犬については、登録と令和3年度狂犬病予防注射を済ませていることが必要です。

#### （申し込み方法）

官製往復はがきに、飼い主の住所、氏名、電話番号、犬・猫の別、名前、年齢、性別、毛色、犬の場合は犬の登録鑑札番号及び狂犬病予防注射済票番号を記入し、徳島県獣医師会にお申し込みください。

なお、返信用はがきの宛名欄にも申込者の住所、氏名、郵便番号を記入してください。

詳しくは、徳島県獣医師会（TEL 088-663-6607）へお問い合わせ下さい。

（申込先住所）〒770-8007 徳島市新浜本町二丁目3番6号（公社）徳島県獣医師会

（申込期間）令和3年10月1日～令和3年10月31日（必着）

（手術期間）令和3年11月15日～令和4年1月20日

※飼い主のいない猫（地域猫）の避妊手術には、1匹10,000円を上限とした助成制度があります。

詳しくは、住民福祉課（☎72-3414）にご相談ください。

## 国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

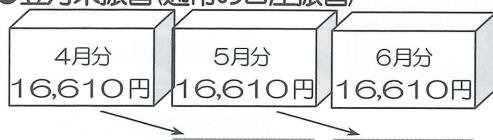
口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

また、早割・前納で納付すると保険料が割引されます。

**保険料を早割にすると、月50円(年間600円)のお得!**

保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。

### ●翌月末振替(通常の口座振替)



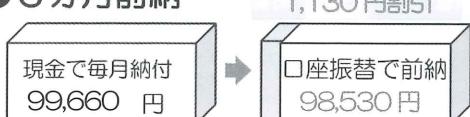
### ●当月末振替(早割)



※早割申込後の最初の引き落としは、前月分割引なしと当月分(50円引)の2ヵ月分となり、その後は当月分(50円引)の1ヵ月分となります。

**6カ月分、1年分、2年分をまとめて前納するとさらにお得!**

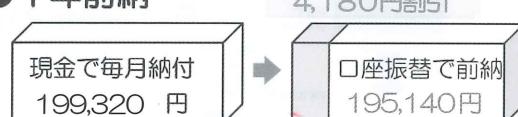
### ●6カ月前納



※4月分～9月分は4月末、10月分～翌年3月分は10月末に一括引き落とし

初回は、原則、前月分と6カ月前納分の  
7カ月分の引き落としになります。

### ●1年前納



※4月末に一括引き落とし

初回は、原則、前月分と1年前納分の13ヵ月分  
の引き落としになります。

### ●2年前納

15,850円割引

現金で毎月納付する場合  
398,400円

- R3年度保険料 16,610円 × 12カ月と
- R4年度保険料 16,590円 × 12カ月の計

口座振替で前納  
398,400円 - 15,850円 = 382,550円

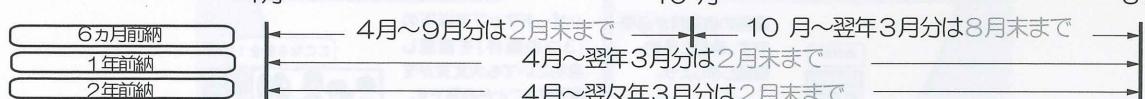
※4月末に一括引き落とし

初回は、原則、前月分と2年前納分の25ヵ月分の引き落としになります。

《手続方法》「口座振替申出書」(役場もあります)に必要な事項を記入・押印(金融機関への届出印)し、年金事務所または役場へ提出してください。金融機関の窓口に提出していただいても結構です。

●前納の申し込みは下記のとおり期限があります。ご注意ください。

4月 10月 3月



割引額比較表

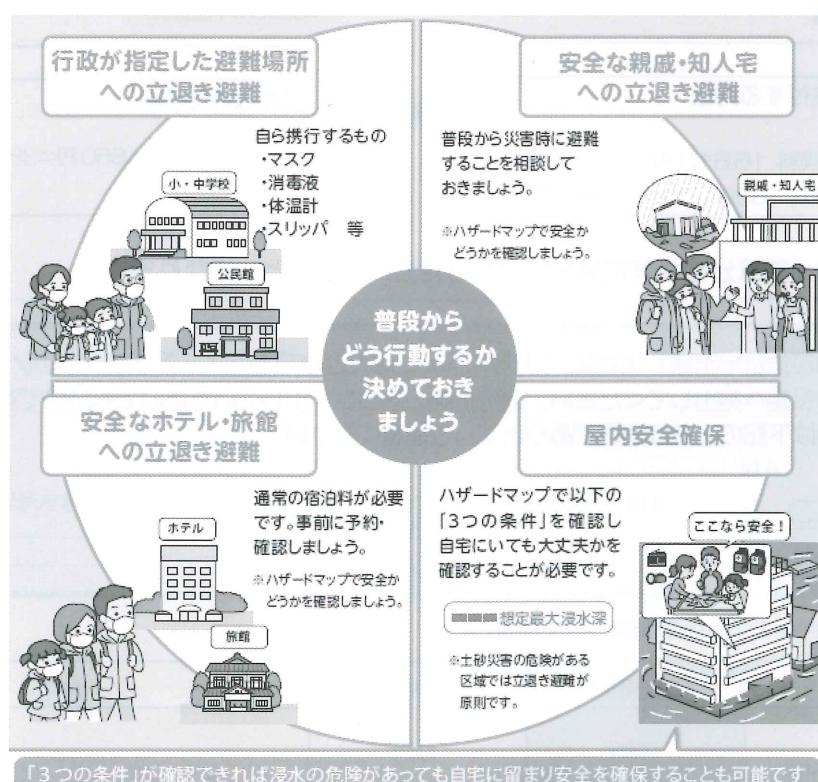
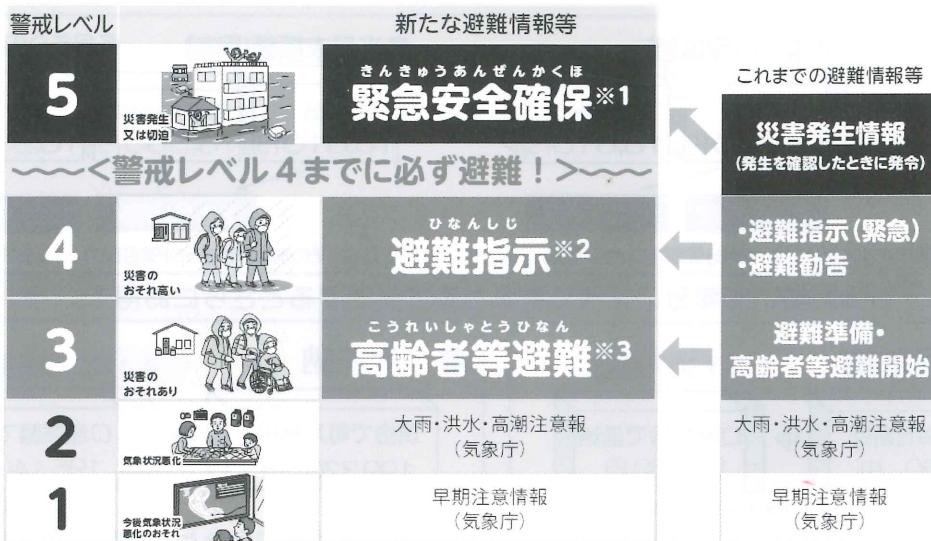
※令和3年度の保険料額による割引額です。

	口座振替	現金納付	備考
通常納付 (翌月末振替・納付)	0円	0円	
早割(当月末振替)	50円	—	口座振替のみで現金納付にはありません
6カ月前納	1,130円	810円	口座振替は現金納付より320円お得
1年前納	4,180円	3,540円	口座振替は現金納付より640円お得
2年前納	15,850円	14,590円	口座振替は現金納付より1,260円お得

お問い合わせは 徳島南年金事務所 (088-652-1511) または住民福祉課 年金係 (☎ 72-3415) まで。

## 避難情報発令基準の見直しについて

災害対策基本法の改正に伴い、災害における避難情報の見直しがされました。台風や豪雨時には新たな避難情報のポイントを確認し、日頃から避難できる準備をして下さい。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ①家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)
  - 流逝が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります
  - 地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります
- ②浸水深より居室は高い
  - 5m~10m未満  
(3階以上家屋→4階以下浸水)
  - 3m~5m未満  
(2階以上→軒下浸水)
  - 0.5m~3m未満  
(1階以上→軒下浸水)
  - 0.5m未満  
(1階以下→軒下浸水)
- ③水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)
  - 水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができないくなるおそれがあります

\*①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

## 牟岐町福祉避難所

災害発生時に一般の避難所での生活に支障をきたす要配慮者を受け入れるため、特別の配慮がなされた避難所のことです。

福祉避難所とは二次的避難所と言われるもので、一次避難所に避難した要配慮者がその避難所ではどうしても生活することができない場合に利用します。

### 指定一覧

No	施設名	所在地	電話	建築構造 (木造・非木造等)	階数	地盤高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	避難確保 の必要性	備考
1	海部老人ホーム	中村字清水120	72-0209	鉄筋コンクリート	1	12.2	—	無	
2	特別養護老人ホーム 緑風荘	中村字山田30	72-3155	鉄筋コンクリート	4	6.6	2.0	2階以上 無	
3	介護老人保健施設 和楽	川長字山戸28	72-3535	鉄骨	2	9.8	—	無	

※要配慮者は、「災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」（災害対策基本法第8条第2項第15号）

## 保育士就職準備金貸付制度

ブランクがあってもOK！もう一度保育士として働いてみませんか？

新たに保育士として働きたい方を応援します！

対象：保育士資格を持ちながら、保育士として働いていない方で、新たに保育士として徳島県内の保育所等で就職する方。

貸付額：20万円以内（1回限り・保育用の被服費等、必要実費）

徳島県内の保育所等で2年間継続して働けば、返還が免除されます。

保育のお仕事に関する相談は、徳島県保育士・保育所支援センターまで。お気軽に御相談ください。

問い合わせ先：徳島県社会福祉協議会内

徳島県福祉人材センターAIネット

徳島県保育士・保育所支援センター

電話：088-625-2040 ホームページ：<https://hoikujira.jp/>

## 自衛官採用試験案内

	自衛官候補生 (任期制自衛官の コース)	一般曹候補生 (部隊の中核となる 自衛官を養成するコ ース)	航空学生 (海・空自衛隊のパイロッ トを養成するコース)
身 分	特 別 職 国 家 公 務 員		
応募資格	18歳以上32歳未満の男女		空：高卒、21歳未満の男女 海：高卒、23歳未満の男女
受付期間	年中受付中	9月6日まで。	9月9日まで。
試験日	受付時に お知らせします。	1次試験 9月17~18日の1日	1次試験 9月20日（月）
試験会場	各種目とも徳島県内で実施します。		
詳しくは、自衛隊阿南地域事務所 0884-22-6981まで。			

## 8月は「電気使用安全月間」です



電気安全のご相談は、お気軽に下記までご連絡ください。

一般財団法人  
**四国電気保安協会**

徳島支部（牟岐事業所）TEL (0884) 72-3268

テーブルタップを使って、いくつもの電気器具を同時に使っていますか。この状態をタコ足配線といいます。テーブルタップのコードは、流せる電流の量に制限があります。

タコ足配線は、コードが過熱して火災の原因になることがあります。器具が増えたらコンセントを増やしましょう。

## 備長炭を寄贈いただきました。

西又地区で備長炭づくりを通して地域活性化に取り組む  
にしざわひでお いしざきかづひい みやもとある まさきのりゆき はやしいるみち  
西沢秀夫様、石崎勝平様、宮本享様、眞崎哲幸様、林宏通様  
より災害用備蓄燃料として、備長炭400kg相当を寄贈いただきました。

各地区の備蓄倉庫に入れておりますので、災害時や訓練等でご使用ください。ありがとうございました。



## とくしま在宅育児応援クーポン活用事業について

### ○とくしま在宅育児応援クーポン活用事業とは

牟岐町で0歳～2歳までの子どもを在宅で育児している保護者を対象に、牟岐町が指定する子育て支援サービスに利用することができるクーポンを配布する事業です。

### ○交付額

対象の子ども1人につきに各年齢ごとに年間 15,000円 (500円券×30枚)

### ○交付要件

- ①基準日 (※1) 時点で、保育所等に子どもを預けていないこと。
  - ②基準日時点で、子育てのための施設等利用給付認定を受けていないこと。
  - ③保護者（父母）の市町村民税所得割合算額が169,000円未満であること。 (※2)
- (※1) 基準日は、出生日・誕生日・転入日です。
- (※2) 所得の判定について、基準日の属する月が4月から8月までの場合は前年度市町村民税所得割額、9月から3月の場合は当年度の市町村民税所得割額により判定します。

### ○クーポンが使える子育て支援サービス

1. ファミリー・サポート・センター
2. インフルエンザ予防接種
3. おたふくかぜ予防接種
4. フッ素塗布（保険外診療のみ。）

### ○申請に必要なもの

1. 印鑑

※ 令和2年、令和3年中に牟岐町に転入された方については、所得課税証明書が必要となる場合があります。

※ すでに0または1歳児用クーポンをお持ちの方は、1または2歳児用クーポンの交付申請書を誕生月の前月末頃お送りしますのでご提出ください。

お問い合わせ 住民福祉課 (☎ 72-3416)

# 南海道地震津波の記録

## 「海が吹きまく日」より

南海津波を思い出して

宮の本 故 濱田 キク工

あの日午前四時過ぎと思う、突然地震が揺つたのであまりの大きさにびっくりしました。五歳の女の子と一歳半になる男の子を直ぐ起こして服を着せて、早く逃げることにせなればと思って、位牌を風呂敷に包んで五歳の女の子に背負わせました。

下の男の子は急いで私が背負つて、女の子の手をひいて家を出ました。

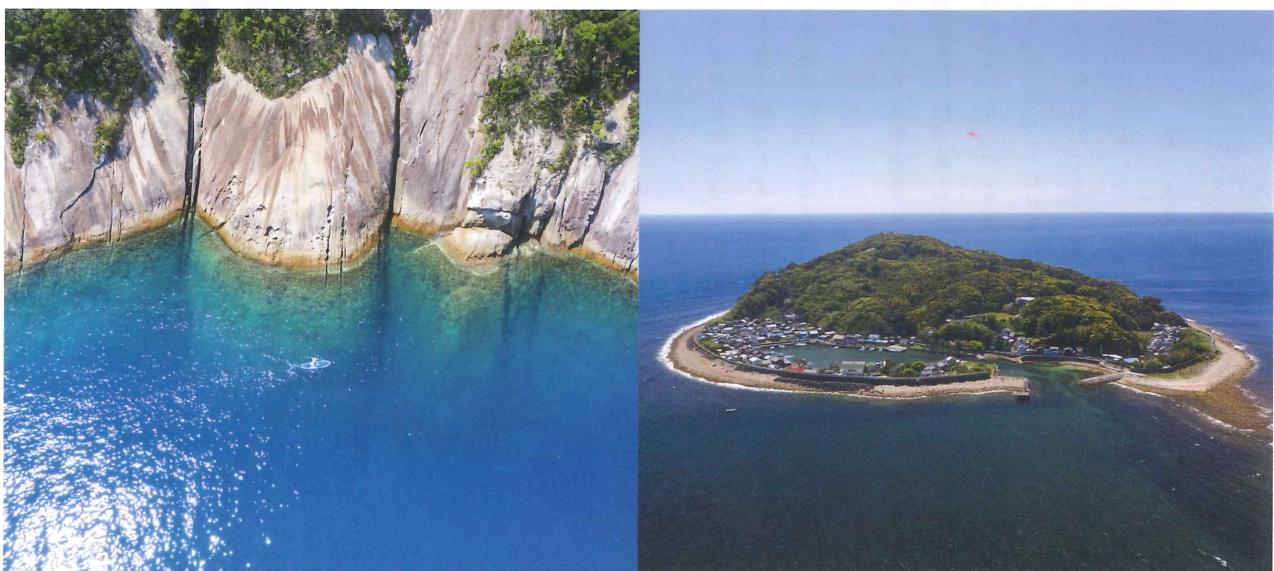
すると外はわいわい人の大きな叫び声がしておりました。ある人が「もう東の方へは行けないぞ！土橋が落ちてしまつて行けないから」と言って西を向いて走つて行きます。人の行くようについて走つて行つておりました所、「海蔵寺へ行く！」と言う人の声に一生懸命に子供の手を引いて走りました。海蔵寺へあがつて行く時にはもう石段の上り口には波がじやぶじやぶと来ておりました。石段の所で子供がおぶつていた位牌が落ちて、あつ大変だと思つて急いで探していたら直ぐ見つかって拾い、人が後へ後へと石段を上つて来る中を無我夢中で親子三人無事に海蔵寺へ上つて、家の座敷へ座わらせても

らつてやつと落ち着くことができました。他の人も落ち着きもう家のことは何も思いませんでした。座つて沖を見て一文字堤防の潮が少なくなつてずっと下に行つたかと思うと、また潮が高くいっぱいになつたりし、余震が何回も何回も搖つておりました。

時間が過ぎてから家にもどつて見ると家は残つておりましたが、色々の流れ物で家中は何と言つてよいやら驚きました。家の壁は自分の背の高さぐらいまで土が落ちておりました。二階がなかつたから中の物は何ひとつ乾いた物がありませんでした。単箇も水に浮いたのか横に倒れていました。家中にはさつま芋やするめいかやら、漬物の漬けたばかりの樽等が壁の間にはさまつていっぱいになり、便所と何もかも一緒になつて何と言えばよいやら、何からどう手をつけてよいのか毎日途方に暮れています。

私の実家が閑地区にあつたので母親と兄が来てくれて濡物一切を運んでくれました。それから毎日着物の後片付けをしてくれたり、私は家に流れ込んでいるいろいろな物を外に放り出しては少しづつ取り除けるより方法はありませんでした。毎日町役場からいただいたと思う炊出しのおむすびをいただいて、毎日毎日後片付けで何日かが過ぎました。それでも家が残つていたのでは壁の落ちた所を土で塗つてもらつて、あちこちと直してもらい、どうにか嫌な臭いもしたが家に入ることができました。家があつたおかげで本当に嬉しかつたです。当分の間はただ自分たちのことばかり考えていました。

あの当時、津波で流されたりして命を落とされた気の毒な人たちの事はいつまでたつても忘ることはあります。同級生の人もなくなりましたが、聞いてはいたけれども見送つてあげられず、本当にかわいそうでたまりませんでした。もう五十年を後にして詳しいことは覚えていませんが、まだ私たちは何にも無くても命があつたため、今日まで生きられたことを嬉しく思つております。もう私たちの代にはあるまいと思うけれど、後々の人々のために言い伝えておいてあげたいと思います。



## Pick Up Mugi.. 和装教室

### 活動内容を教えてください。

よく結び、「一重太鼓」や「角出し」を代わり交代に土台になり、鏡を見て、練習しています。

### 牟岐町に対する要望は。

文化祭等の文化の行事が盛んなので、これからも、アイデアをプラスしてほしい。

### 今後の目標は。

皆で楽しく、助け合って、美しく見える着物姿になる様に、着付をしたい。

### 「広報むぎ」の感想は。

参考になることが多く、これからも期待しています。



代表者：和田和美  
0884-72-0640